

京都府高等学校文化連盟  
令和元年度 校外活動充実費事業要項

1 目的

加盟校文化系部活動の充実と向上をねらいとし、校外における自主的活動を支援する。

2 事業対象

各専門部会長から推薦された文化系部の校外における優秀な取組を対象とする。  
なお、以下を留意事項とする。

- ①「取組」とは、各専門部の活動に適するものであり、具体的には発表会・演奏会・展覧会・対局会や対戦会・ワークショップ・交流会等を指す。
- ②同一校内複数の部による合同開催の場合、主たる部（専門部）を対象とする。  
※（例）「芸術文化展」等、同一校内複数部による開催の場合、主たる部を対象とする。
- ③複数校同一部（専門部）合同開催の場合、主たる学校の部を対象とする。  
※（例）「演劇部合同公演」等、複数校合同開催の場合、取組の中心校を対象とする。
- ④基本的に主催者側での取組を対象とするが、地域行事等へ部としての参加・出演は対象とする。
- ⑤活動場所は基本的に校外とするが、校内の大規模会場や複数校合同開催での特定校の会場及び持ち回り担当校の会場等は対象とする。
- ⑥専門部に属する部の取組とし、同好会や学校及び教科の取組は対象としない。
- ⑦各総合文化祭（京総文・近総文・全国高総文祭）及びそれに関連する支部大会・予選会等は含まない。
- ⑧何らかの収入が発生する取組は、対象としない。

3 事業実施期間

令和元年度内における、各専門部に属する文化系部の取組実施期間（練習・準備を含める）とする。この取組は、今年度実施するが、必ずしも継続するものではない。

4 事業対象経費

令和元年度内における、各専門部に属する文化系部の取組に係るものとする。  
以下、支出対象となるもの、ならないものとする。（判断できない場合、事務局へ相談すること。）

**支出対象となるもの**

- ①会場費・会場備品使用料・人件費・楽器や作品の搬送費等
- ②ポスター・リーフレット・チラシ・看板等の作成費や郵送費
- ③消耗品購入（制作材料は、作品となり生徒個人所有となるため不可とする。）
- ④取組に使用する楽器や道具等の備品修理費
- ⑤物品レンタル費

**支出対象とならないもの**

- ①生徒及び引率教員の交通費
- ②学校や専門部の備品となるもの（備品と消耗品の区別は、京都府会計規則運用基準に従う。）
- ③生徒個人の所有となるもの（揃いの衣類等は部で管理し、個人所有としないこと。）
- ④飲料・食品類

5 校外活動充実費事業の流れ

(1) 推薦

各専門部会長は、専門部に属する文化系部の優秀な取組について、本連盟会長宛に推薦する。  
推薦上限数は、「6 その他」の表を参照のこと。

(様式1) 「校外活動に係る推薦書」にて、令和元年5月30日(木)までに推薦する。

※推薦対象の取組がない場合、及び推薦期日を過ぎた場合は、推薦なしとする。

(2) 通知

各専門部会長からの推薦について、本連盟会長が同充実費交付の可否を審査し、事業対象とする取組について、該当の部が所属する学校長宛に通知する。

(3) 交付申請

通知を受けた学校の部が、同充実費交付を希望する場合、本連盟会長宛に交付申請をする。

(様式2) 「校外活動充実費交付申請書」にて、令和元年6月27日(木)までに申請する。

※取組の資料(チラシ・プログラム等：昨年度のもの可)がある場合は、添付のこと。

(4) 交付決定

本連盟会長は、提出された「校外活動充実費交付申請書」の内容を審査の上、交付決定を行う。  
交付額は3万円とし、交付対象の学校長宛に決定通知を送付後、学校指定の口座へ入金する。

(5) 事業報告

同充実費の交付を受けた学校の部は、取組終了後1ヶ月以内に本連盟会長宛に以下の書類にて事業報告する。

(様式3) 「校外活動充実費事業報告書」にて、実施内容の報告をする。

※取組の資料(チラシ・プログラム等)がある場合は、添付のこと。

(様式4) 「校外活動充実費収支報告書」にて、支出の詳細を明記する。

※別に領収書・レシート類の写しを添付する。

6 その他

各専門部会長が推薦できる上限数については、高文連文化系部の合計に占める各専門部に属する部数の割合により、全体の交付対象数(基準)を20校とし、それに割り振った数とする。

平成30年度 生徒数調査(5月)より																			
専門部名	演劇	合唱	吹奏楽	器楽・管弦楽	日本音楽	吟詠剣詩舞	郷土芸能	パト	美術・工芸	書道	写真	放送	囲碁	将棋	かるた	新聞	自然科学	茶道	合計
属する部数	46	42	77	11	12	1	5	14	81	49	54	65	19	16	11	8	56	72	<b>639</b>
部数の割合	7%	7%	12%	2%	2%	0%	1%	2%	13%	8%	8%	10%	3%	3%	2%	1%	9%	11%	
20校中の対象数	1.44	1.31	2.41	0.34	0.38	0.03	0.16	0.44	2.54	1.53	1.69	2.03	0.59	0.50	0.34	0.25	1.75	2.25	
推薦上限数	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>26</b>

※各専門部からの推薦上限数は、20校に%をかけ、四捨五入した整数とするが、0.5以下についても1校とする。

※交付対象は20校を基準とし、全体で調整を行う。